

(配布用)

令和8年 第1回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和8年3月27日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和8年第1回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和8年第1回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和8年3月27日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 北 田 麗 子
- 2番 中 島 裕 介
- 3番 出 口 雅 之
- 4番 橋 本 恒 典
- 5番 山 岡 光 広
- 6番 曾我部 一 帆
- 7番 奥 村 幹 郎
- 8番 坂 田 政 富
- 9番 松 井 圭 子
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	松 浦 加 代 子
副管理者	岩 永 裕 貴
監査委員	大 角 勝 一
会計管理者	森 地 俊 之
事務局長	松 本 博 彰
事務局次長	平 尾 忠 浩
事務局次長	中 島 史 尚
総務課長	中 溝 慶 一
衛生課長	前 田 真 也
衛生センター所長	富 田 健 太 郎
消防長	藤 川 博 樹
消防次長兼通信指令課長	辻 本 直 樹
消防次長兼水口消防署長	笹 岡 利 光
消防次長兼湖南中央消防署長	菊 田 和 広
消防次長兼消防総務課長	西 澤 卓 也

6 本会議の書記は、次のとおりである。

水 田 雅 子
宮 川 憲 治
山 中 勝 博

- 7 議事日程は、次のとおりである。
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第1号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 議案第2号 甲賀広域行政組合債権管理条例の制定について
 - 日程第5 議案第3号 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第4号 令和7年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第7 議案第5号 令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算
 - 日程第8 議案第6号 甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第9 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前10時30分）

議長（橋本恒典） 議会議員の皆様方におかれましては、定例会終了後、年度末の何かとお忙しい中、当組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、大規模火災を初め、地域住民の安心安全のため、様々なお応えをいただいておりますことに感謝を申し上げます。

ただいまから、令和8年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を開会いたします。ご報告を申し上げます。関係者から撮影許可の申し出があり、議長においてこれを許可しましたので、ご承知おきください。

開議に先立ち、管理者から御挨拶があります。

管理者。

管理者（松浦加代子）おはようございます。本日、令和8年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中を御参集賜り、誠にありがとうございます。

それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

まずは、去る2月23日、甲南町葛木地先で発生しました建物火災の状況についてご報告させていただきます。本事案につきましては、現場周辺は山林であり、全国的な事例などから、大規模な林野火災へ拡大することが、心配される状況でありました。消防長から一報を受け、管理者として、逐次、消火活動などの現場の状況把握に努めてまいりました。結果として、人命を失うことなく、翌24日の午前8時5分に鎮火した旨の報告を受け、安堵したところであります。消火活動にあたっては、消防署員はもとより、県の防災航空隊、甲賀市消防団の皆様、さらには、甲賀市、湖南市の企業からも消火活動に支援をいただいたことに、心より感謝を申し上げます。特に春先は、枯草火災や林野火災など、火災が発生しやすい時期でもあることから、ひきつづき、火災予防の啓発に努め、市民の安全・安心な暮らしの実現に向け、消防職員の総力をあげ、職務に取り組んでまいります。

続いて、湖南中央消防署整備事業についてであります。湖南中央消防署にかかる用地取得については、周辺住民の方からの賛同が得られない状況が続いているとの報告を受けておりましたが、最終的に、去る2月6日付で、湖南市か

ら現候補地での用地確保を正式に断念する旨の書面報告がありました。組合としては、湖南中央消防署の老朽化が著しい現状なども踏まえ、早期の整備が必要と考えております。そのことから、今回の報告を受け、組合としては、建設までの整備の目標年次を令和12年度としたスケジュールを進めることを決定し、その内容を2月16日付で、湖南省に文書で回答したところであります。今後もこれまで通り、組合と湖南省が連携をしながら、同事業を着実に進めてまいります。

衛生関係につきましては、甲賀市・湖南省新ごみ処理施設整備検討委員会の進捗状況を御報告いたします。本年1月から2月にかけて、各種プラントメーカーへのヒアリング及びサウンディング型市場調査を実施し、ゼロベースからの施設整備の方向性や事業手法等について幅広く意見聴取を行ったところでございます。現在は、これらの結果を踏まえ、持続可能な地域づくりに資する施設整備となるよう、委員会において慎重かつ着実に検討を進めているところでございます。今後におきましても、両市と十分に連携を図りながら、適切な施設整備に向けて取り組んでまいります。

続いて、御心配をおかけしております衛生センター第2施設、ごみ処理施設の作業環境についてであります。これまで鋭意、原因調査及び対策を進めてまいりましたが、現在は応急対策により一定の改善が図られております。この結果、従来の保護具で作業が可能な状況となっております。今後は、設備の恒久対策を進めるとともに、今回の事案を教訓として、作業環境及び安全管理体制の一層の整備に取り組んでまいります。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件3件、令和7年度補正予算案件、令和8年度予算案件、組合議会会議規則案件1件の合計6件です。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。

議長（橋本恒典） ただいまの出席議員は、10名です。
これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前10時36分）

議長（橋本恒典） 本日の議事日程は、あらかじめ配信したとおりです。

議長（橋本恒典） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が3件ありましたので、その写しをあらかじめ配信しておきましたから、御了承願います。

議長（橋本恒典） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、6番、曾我部一帆議員、7番、奥村幹郎議員を指名いたします。

議長（橋本恒典） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本恒典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長（橋本恒典） 日程第3、議案第1号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第1号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和7年度の人事院勧告を踏まえ、本組合においても国の措置に準じた対応を行い、地方公共団体における給与制度の適正な整備を図るため、正

規職員及び会計年度任用職員の給与等に関し所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、2点となります。1点目は、初任給調整手当の見直しとなります。国の制度改正に伴い、従来の初任給調整手当を第一種初任給調整手当として位置づけるとともに、新たに第二種初任給調整手当を創設するものです。第二種初任給調整手当は、採用市場での競争力を確保するため、月例給与が地域別最低賃金相当額を下回る場合に、その差額を補填することを目的とした手当であります。

2点目は、通勤手当の見直しについてとなります。自動車等による通勤に係る距離区分の上限を、従来の60キロメートル以上から100キロメートル以上に引き上げることに伴い、手当の支給上限額を改めることとし、併せて、通勤距離区分ごとの支給額は規則で定めることとするため、条例から当該規定を削除いたします。また、自動車等で通勤する際に駐車施設を利用する場合には、月額5,000円を上限とする通勤手当を支給する規定を新たに設け、国の制度に準じた措置を講じるものであります。

これらの改正は、国の給与制度との均衡を図り、職員の処遇を適正に確保するうえで必要な内容となっております。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（橋本恒典） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議長（橋本恒典） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第1号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議長（橋本恒典） 挙手全員であります。

したがって、議案第1号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（橋本恒典） 日程第4、議案第2号、甲賀広域行政組合債権管理条例の制定についてを議題といたします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、甲賀広域行政組合が有する債権の管理に関し、適正かつ効率的な処理を図るため、必要な事項を定めようとするものであります。

これまで、組合における歳入の収納については、関係法令や組合財務規則等に基づき個別に事務を行ってまいりましたが、令和7年10月から、し尿の収集、運搬及び処分手数料の徴収方法を口座振替等による後納制度へ移行したことに伴い、債権の種類や発生事由に応じた統一的な処理基準を明文化し、債権管理の一層の適正化を図る必要が生じたものであります。

本条例では、債権管理の基本原則を明確にするとともに、台帳の整備、督促及び強制執行等の措置、徴収停止や履行延期、免除及び債権放棄の手續等を規定することにより、債権管理事務の全体的な枠組みを整えるものであります。

特に、徴収停止及び免除・放棄の規定を設けることにより、回収が著しく困難な債権については、一定の条件の下で整理を行うことが可能となり、長期滞留債権の解消や財務書類上の明確化を図ることができます。また、これらの判断に当

たつては、地方自治法施行令第171条の7及び関係法令に基づく適正な運用を確保し、議会への報告手続を通じて透明性を担保する仕組みとしています。

以上のとおり、本条例は、債権管理の統一的な基準を確立し、組合の債権を公正かつ効率的に管理することにより、行財政運営の健全化と信頼性の向上を図ろうとするものであります。

この条例は、公布の日から施行することとしています。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（橋本恒典） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長（橋本恒典） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第2号、甲賀広域行政組合債権管理条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（橋本恒典） 挙手全員であります。

したがって、議案第2号、甲賀広域行政組合債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本恒典） 日程第5、議案第3号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者（松浦加代子） 議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。

近年、従来の浴場等の建物内に設置される固定式サウナとは異なる、テント型やパレル型などの簡易サウナの設置事例が全国的に増加しております。これらの簡易サウナは、外装とサウナストーブを組み合わせ、主として屋外に設置されるものであり、従来の設備とは設置形態や構造が異なるという特性があります。

しかしながら、現行の火災予防条例におけるサウナ設備の設置基準は、建物内に固定式設備として設置されることを前提とした内容となっております。

このため、消防庁において、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会が開催され、簡易サウナの安全性に関する検証が行われました。その結果を踏まえ、火災予防条例（例）の所要の改正が行われたところであり

ます。これを受け、本組合におきましても、簡易サウナの特性に応じた防火安全対策を適切に講ずるため、火災予防条例について所要の改正を行うものであります。

また、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて設置された検討会の報告書において、大規模地震時における電気火災対策の重要性が示されました。これを踏まえ、住宅における出火防止対策を推進するため、感震ブレーカーを火災予防条例に位置付ける旨の改正が、条例（例）において行われたところであり

ます。本組合におきましても、大規模地震時における住宅火災の未然防止を図る観点から、感震ブレーカーに関する規定を新たに加えるものであります。

施行期日は令和8年3月31日からとします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（橋本恒典） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第3号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをします。提案理由では、テント型、バレル型の簡易サウナが普及していることをふまえ、その特性に応じた防火安全対策を講じるため、火災予防条例を改正するとある。そこで4点についてお伺いをします。

1つ目です。これは、屋内サウナとは全く異なる特性を持つ簡易サウナ、テントサウナが急増したこと。もう1つは、自治体ごとに運用が異なり、現場で混乱が起きていることを受けての改正とのことだと思います。従来の取扱いと、条例改正後の取扱いは、何がどう違うのか。まずお伺いをしたいと思います。

2つ目は、管内では、こうした簡易サウナ、テントサウナがどれだけあるのかお伺いをしたいと思います。

3つ目は、関連してお伺いをしたいと思います。管内には、一般的な屋内のサウナ施設がどれだけあるのか。そのなかで個室サウナがどれだけあるのか、お伺いをしたいと思います。

4つ目は、個室サウナでの死亡事故が起きました。管内でもその後、実態調査をされたと思うが、その結果はどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（橋本恒典） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長（藤川博樹） 山岡議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の従来の取扱いと条例改正後の違いについてであります。

従来、サウナにつきましては、主に建築物内に設置される、いわゆる屋内サウナを想定した規定に基づき、火気設備の離隔距離や内装制限等を中心に指導してまいりました。しかしながら、近年普及しておりますバレル型サウナやテント型サウナといった簡易サウナは、可燃性素材が多く使用されていること、屋外に設置され移動性が高いこと、薪ストーブ等を使用する事例が多いことなど、従来のサウナとは異なる特性を有しております。

このため、従来の規定では必ずしも十分に対応しきれない部分があり、また、自治体ごとに指導内容に差異が生じ、現場において混乱が見られたことから、今回の改正においては、こうした簡易サウナの特性に応じ、薪や電気などを使用した火気使用設備の適切な設置及び管理や、周囲の可燃物との離隔距離、消火器の設置等の初期消火体制の確保など、必要な防火安全対策を明確化したものでございます。

次に2点目の屋内における簡易サウナの設置状況でございます。

現時点で把握しております件数は、バレル型サウナが2事業所で3件、テント型サウナが1事業所で2件の合計5件でございます。

次に3点目の一般的な屋内サウナ施設の状況についてであります。

管内における一般的なサウナ施設は35施設でございますが、このうち、いわゆる個室サウナに該当する施設は現在のところ確認されておられません。

最後に4点目の個室サウナに関する実態調査の結果でございます。

御指摘の死亡事故を踏まえ、当消防本部におきましても管内の実態の調査をいたしましたが、個室サウナに該当する施設は確認されず、当該形態に起因する危険性が懸念される施設は現時点では存在していません。

今後におきましても、サウナの多様化が進むことが見込まれることから、引き続き把握に努めるとともに、適切な防火指導を行い、火災予防の徹底に努めてまいります。以上、答弁といたします。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。

消防長がおっしゃったように、これまで屋外サウナも屋内サウナと同じ基準で取り扱われていたと、それが意味現場では無理のある運用が図られてきた。だから今回分けたということが、最大のポイントだと思います。

そこでちょっとお尋ねをしたいんですけども、提案されている資料の2ページのところにもありますけれども、簡易サウナ設備、括弧して個人が設ける

ものは除くとありますが、いわゆるこういったテント型あるいはバレル型のサウナの場合に個人が設ける、個人で設置する場合は、この火災予防条例の対象外という意味なんでしょうか、その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。その施設を持って営業する、あるいは非営業する。このことによっていわば火災予防条例の対象となるのか、対象とならないのかが決まってくるのか。その点お尋ねしたいと思います。

それからこういった簡易サウナは、管内に5件あるとおっしゃいました。もし可能ならばですけれども、どこにあるのか教えていただければありがたいなと思います。

それから5件あるそうですけど、その現場を確認されたのかどうかという点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから資料の2ページのところでは、今回、いわゆる熱を遮断すると、こういうときに消火器を設置することで代替とみなすとなっている文言になっています。私は、消火器を置いてたら、その遮断は可能ということなんですけれども、それで大丈夫なのかどうか、ちょっと疑問なんでその点改めてお尋ねをしたいと思います。

あわせて、先ほどもおっしゃったように簡易サウナは、屋外が多い。

例えばですけれども、屋上に置くとか、あるいはその下がいわゆるその、この置いている場所ですね。場所が砂利とか土とかコンクリートとか色んな要素があるわけですよ、そういったことによって、その簡易サウナが固定サウナではないけれども、きちんとした安定ができるのかどうかということが問われると思うんです。例えばですけれども、風が吹いてそれが倒れるということだって、起こりうる可能性があるわけですので、こういったこの屋外施設におけるテントサウナ等の簡易サウナの設置に関しては、何か規定があるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

消 防 長（藤川博樹） 山岡議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目の簡易サウナ、これは個人が設けることが除外されてるっていうことなんですけども、条例では営業する事業所を対象としておりまして、個人は対象としておりません。個人の設けるサウナにおきましては、火災予防の観点から、広報等で未然防止に呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。それと、簡易サウナを確認した5件につきましては、土山町に5件ございます。消防署で立ち入り検査、または完成検査等で対象物を確認したところでもございます。

それと消火器等で遮断は可能かっていうところなんですけども、熱の遮断は、消火器を設置することによってそれを代替えで遮断可能なものと取扱いさせていただいております。

簡易サウナの構造につきましては、テントまたはバレルでしたら、木材等が素材ですので、燃えやすい物でございます。その素材でも消火器で初期の状態であれば、熱を遮断して有効に活用できるというところで、消火器でも熱を遮断することが可能ということで取扱っているものでございます。

また4つ目、屋外に設置してるのが多いんですけども、簡易サウナの設置については、不安定なところも想像できますけれども、この熱源が6kw以上で届け出があった場合は、消防署から検査等も行いますので、その時に必要な指導は行ってまいりたいと考えております。以上です。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。

あと2点ちょっと関連してお尋ねします。

1つは個人の方は、この条例の対象外とおっしゃいました。

それでも、個人が簡易サウナを設置する場合であっても、火災のリスクは当然あるわけですので、消防長がおっしゃったように、ぜひ周知っていうか、広報をきちんとしていただければありがたいなと、できれば甲賀消防等を出してい

ただいてるニュース等でこういった火災予防条例が改正された。あわせて簡易サウナについては、個人宅であっても対応するべきだという広報はお願いしたいなと思います。

もう1点、消火器なんですけども、先ほどおっしゃったように消火器で十分だという意味での御回答だったと思うんです。この消火器ですけどね。この小さな簡易テント内に置くのかテント外に置くのか、外に置くという理解でいいんですよね。テント内は、熱くなるわけですので、改めて確認したいと思います。いざっていうか、その有事があったときに、きちんと対応できるっていうことが大事なことだと思いますので、改めてその点確認したいと思います。

消 防 長（藤川博樹） 山岡議員の再々質疑にお答えをいたします。

個人の設置の火災リスクはありますので、広報活動につきましては、ホームページ、SNS等を活用いたしまして、簡易サウナについての取扱い個人は、制限されませんが、十分に気をつけていただきますよう、火災未然防止のために広報を検討してまいります。

2件目の消火器についてでございます。消火器の設置は、屋外でございます。以上でございます。

議 長（橋本恒典） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本恒典） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第3号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（橋本恒典） 挙手全員です。

したがって、議案第3号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本恒典） 日程第6、議案第4号、令和7年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者（松浦加代子） 議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、各事業の執行状況を踏まえ、年度末における最終の補正措置を行うものでございます。

歳入につきましては、総務関係で、預金利子の実績により32万2千円を増額いたします。また、衛生関係では、ごみ処理施設において拾得した金地金の売却により、1,321万6千円を財産収入として計上いたします。両市からの負担金につきましては、総務関係で303万8千円、清掃関係で2,385万3千円、消防関係で110万円を、それぞれ減額いたします。

歳出につきましては、総務費においてサーバー及びネットワーク機器の更新に係る契約額が確定したことにより、賃借料271万6千円を減額いたします。

衛生費では、電気料金の燃料費調整単価の低落等による需用費の減額、灰搬出量の減少に伴う焼却灰処分手数料及び焼却灰運搬委託料の減額等により1,063万7千円を減額いたします。

消防費では、湖南中央消防署基本設計業務委託の契約額確定に伴い、110万円を減額いたします。

以上により、歳入歳出それぞれ1, 445万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億926万2千円といたしたいものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（橋本恒典） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長（橋本恒典） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第4号、令和7年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（橋本恒典） 挙手全員です。

したがって、議案第4号、令和7年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本恒典） 日程第7、議案第5号、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者（松浦加代子） 議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、42億3, 441万1千円、前年度当初予算と比較して、5億683万4千円の増額となっております。

歳入につきましては、両市からの負担金を33億8, 912万円 計上し、使用料及び手数料につきましては、し尿処理・ごみ処分手数料等3億4, 561万3千円を計上しております。また、滋賀県消防学校派遣教官に対する県支出金として、960万円を見込んでおります。

諸収入では、衛生関係における市指定ごみ袋の販売と広告収入として1億4, 996万5千円を見込み、消防関係では、県防災航空隊派遣職員助成金を700万円、高速道路支弁金を590万円見込んでおり、諸収入として1億6, 597万8千円を計上しております。

組合債につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新に5, 390万円、Jアラート受信機の更新に180万円、指令系設備の中間更新に1億9, 240万円、令和8年度9年度の2か年事業として実施する本部庁舎棟空調設備改修事業の令和8年度分として6, 640万円の起債を予定しております。

財産収入では、衛生関係における鉄スクラップ売払代金として10万円を見込んでおります。

次に、これらを財源とする主要な事業について申し上げます。

衛生費、し尿処理関係では、委託業務の見直し及び料金改定等を踏まえ、し尿収集運搬業務委託料として1億4, 151万5千円を計上しております。

ごみ処理関係では、基幹的設備改良工事を令和5年度末に完了し、15年間の延命稼働を目標としておりますが、次期施設建設に向けた検討を進める必要があることから、令和6年度から3か年で実施しております施設基本構想策定業務委託の令和8年度事業分として990万円を計上しております。

消防関係では、水槽付消防ポンプ自動車の更新に7, 337万円、Jアラート受信機の更新に252万2千円、指令系設備の中間更新工事に2億5, 657万円を計上しております。また、令和8年度及び令和9年度の2か年事業として実施いたします、本部庁舎棟空調設備改修事業の令和8年度分として9, 323万円を計上しております。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局長（松本博彰） 失礼いたします。ただいま、上程いたしました、議案第5号、令和8年度 甲賀広域行政組合 一般会計当初予算案について、細部説明を申し上げます。

令和8年度予算案につきましては、更なる業務の効率化に努め、組合構成市の財政状況を強く意識しながら、職員各自が予算編成者としての当事者意識を高め、創意工夫と柔軟な発想をもって、予算編成に取り組む。とした予算編成方針のもと、総務、衛生、消防それぞれの部門において共通認識をもって、予算編成に取り組みました。

恐れ入りますが、お手元の資料、議案第5号関係、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算書を御覧ください。

6ページ、7ページを御覧ください。令和8年度 当初予算案の総額は、42億3,441万1千円、前年度当初予算と比べまして5億683万4千円、率にして13.6パーセントの増額となりました。

それでは、歳入から御説明いたします。予算書8ページから10ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、33億8,912万円で歳入全体の80.04パーセントを占めております。前年度比2億2,677万円、7.17パーセントの増額で見込んでいます。

2款、使用料及び手数料は、3億4,561万3千円、前年度比1,226万8千円、率にして3.43パーセントの減額を見込んでいます。公共下水道の進捗によるし尿処理手数料の減額、また、ごみ処分手数料についても、近年の実績から減額を見込んでいます。

3款、県支出金は、960万円を見込んでいます。これは、滋賀県消防学校派遣教官に係る負担金です。

4款、繰越金は、前年度と同額の950万円を計上し、5款、諸収入は、市指定ごみ袋収入の近年の実績から減額を見込んだこと等により、前年度比693万8千円、率にして4.01パーセントの減額を見込んでいます。

6款、組合債は、3億1,450万円で、Jアラート受信機の更新に180万円、水口消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新に5,390万円、指令系設備中間更新工事に1億9,240万円、令和8年度9年度の2箇年事業として実施する本部庁舎棟空調設備改修事業の令和8年度分として6,640万円の消防債を見込んでいます。

7款、財産収入は、衛生センターの工事等で発生する鉄スクラップの売払10万円を見込み計上したものです。

続きまして、歳出についてであります。予算書11ページを御覧ください。

1款、議会費は、議員報酬、費用弁償、その他組合議会に係る経費を計上しており、前年度比14万4千円減の83万4千円を計上しております。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費においては、職員11名分の人件費、人事給与システム、財務会計システム等に要する経費を計上しており、前年度比3,345万5千円増の1億5,246万4千円を計上しております。総務費において支弁する職員が2人増加したこと、派遣受入職員が1人増加したことが主な要因となっています。

14ページを御覧ください。2項、1目監査委員費においては、監査委員報酬、監査に要する経費など42万9千円を計上しております。都市監査委員会総会・研修会の開催地の変動等により、8万2千円を減額しております。

3款、衛生費、1項、1目、清掃総務費においては、衛生業務に従事している職員19名の人件費、し尿の収集運搬委託費、排ガス、水質等の分析業務委託経費などを計上しており、前年度比78万8千円0.23パーセント減の3億3,781万3千円を計上しております。

予算書17ページを御覧ください。2目、し尿処理費においては、し尿処理

施設の運転委託費、し尿処理に係る経費を計上しており、前年度比111万5千円、0.89パーセントの増の1億2,624万6千円を計上しております。

予算書18ページを御覧ください。3目、ごみ処理費においては、可燃ごみ等の処理に要する経費を計上しており、前年度比13万3千円、率にして0.02パーセント減の6億8,181万5千円を計上しております。

予算書20ページを御覧ください。4目、ごみ処理施設整備事業費においては、新ごみ処理施設に係る経費を計上しています。委員報酬、新ごみ処理施設基本構想策定委託に係る経費等996万2千円を計上しています。

4款、消防費、1項、1目、常備消防費においては、職員210名分の人件費、研修費、各署所間をつなぐ回線などの経費を計上しており、前年度比1億1,333万円、6.06パーセント増の19億8,355万3千円を計上しております。職員数の増や人事院勧告による給与費の増が主な要因となっています。

23ページを御覧ください。2目、消防施設費においては、消防車両等39台の維持運用に係る費用、救急救助活動に必要な備品、消耗品費などを計上しています。令和8年度事業としてJアラート受信機の更新、水槽付消防ポンプ自動車の更新、指令系設備中間更新工事、蛍光灯のLED化工事、令和8年度9年度の2箇年事業として実施する本部庁舎棟空調設備改修事業等を計画しており、前年度比2億8,434万9千円、127.68パーセントの増となる5億705万6千円を計上しております。

25ページを御覧ください。3目、消防庁舎建設費においては、現候補地での湖南中央消防署整備は断念することとなりましたので計上はありません。

5款、公債費、1項、1目、元金においては、衛生関係5件、消防関係8件の地方債償還元金を計上しており、前年度比1億119万8千円で31.9パーセントの増となる4億1,843万4千円を計上しております。衛生関係では、令和5年度借入の基幹的設備改良工事に係る元金償還が始まったことにより前年度比1億257万4千円増の3億2,695万3千円を計上し、消防関係では、平成30年度借入の全国瞬時警報システム受信機、はしご付消防自動車に係る起債償還が終了したこと等により、137万6千円減の9,148万1千円を計上しております。

2目、利子においては、衛生関係5件、消防関係9件、一時借入金利子を合わせて1,280万5千円を計上しております。

6款予備費は、前年度と同様、300万円を計上しております。

次に、複数年にわたる事業に係る債務負担行為の設定についてです。

予算書4ページを御覧ください。

し尿処理施設運転管理業務委託に1億1,187万円、ごみ処理施設運転管理業務委託に5億2,800万円を設定しており、これらは、令和8年度中に契約をし、令和9年度から令和11年度までの3箇年の運転を委託しようとするものです。

また、納期や工期、準備期間等の都合で令和8年度中に契約手続きを行う必要があるものとして、衛生関係では、し尿処理施設用薬剤の購入に2,289万3千円、令和9年度分触媒ろ布の製造に4,536万1千円、市指定ごみ袋取扱い業務に8,316万8千円、ごみ焼却灰等運搬業務委託に3,201万7千円、ごみ処理施設用薬剤の購入に7,666万9千円をそれぞれ設定し、消防関係では、消防本部庁舎棟空調設備改修事業に3億2,955万円を設定しています。

最後に地方債現在高についてであります。資料としまして、当初予算説明書の6ページを御覧ください。

令和8年度末時点の地方債現在高は、25億5,556万4千円と見込んでおります。

衛生関係では、基幹改良事業に係る償還を順次進めており、令和8年度末における現在高は、19億9,255万6千円となる見込みです。また、消防関係では、消防車両の更新等に係る償還が進んでいますが、指令系設備中間更新工事等、令和8年度の新規借入の増加等により、令和8年度末現在高は5億6,300万8千円となる見込みです。

以上、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算案の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（橋本恒典） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは上程されています議案第5号、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算について4点お尋ねをしたいと思います。

1つは、異常な物価高騰が新年度予算編成に及ぼす影響についてお尋ねをします。物品等の購入、水道光熱費、施設維持管理費などにどうゆう影響を及ぼしているのかということです。

2つ目と3つ目は、対前年度比でみますと大きく違う項目について、お尋ねをしたいと思います。まず1つは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、対前年度比128パーセント増となっています。先ほどの説明のところで、人件費の増によるものかもしれませんが、改めて確認をしたいと思います。

3つ目は、4款消防費、1項消防費、2目消防施設費、対前年度比227.68パーセント増となっていますけど、その要因についてお尋ねをしたいと思います。

4つ目は、関連して消防なりに、救急車、消防車ともに燃料がなければ稼働ができないということですけど、燃料費の高騰が維持管理に大きく影響していると思います。特に価格が変動する燃料費の料金設定については、どういう料金設定になっているのか、この点お尋ねをしたいと思います。

議長（橋本恒典） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長（松本博彰） 山岡議員の御質疑に対し、答弁申し上げます。

1点目の物価高騰が当初予算編成に及ぼす影響についてでございます。

近年の物価高騰は、原材料費やエネルギー価格の上昇を背景として広範な分野に影響を及ぼしており、本組合が所掌する衛生及び消防業務においても大きな影響を受けております。これらの業務は特殊かつ高額な設備や物品を多く必要とするほか、特に消防においては人的体制が重要であることから、人件費の上昇も含め、その影響は非常に大きなものとなっております。

予算編成にあたりましては、行財政計画基本方針及び財政計画に基づき設備更新等に係る参考見積もりを聴取しておりますが、令和7年度当初予算と比較し、令和8年度当初予算では全体として概ね10パーセント程度の増加となっております。

物品等の購入につきましては、資材価格や輸送費の上昇により調達価格が上昇しており、従来と同様の内容・数量を確保するためには、より多くの予算を要する状況となっております。このため、購入数量や仕様の見直しを含め、必要性を精査した上で計上しているところでございます。

このような状況の中、当初見積りのままでは予算編成が困難であることから、設備更新の時期や内容、修繕の優先順位、物品の必要数量等を精査し、必要最低限の計上とすることで予算案を取りまとめたところでございます。

次に、水道光熱費及び施設維持管理費への影響についてでございます。

水道光熱費につきましては、電気・ガス料金の高騰により単価が上昇しており、施設運営に係る経費の増加要因となっております。また、施設維持管理費におきましても、修繕資材費や委託料の上昇により、維持管理コスト全体が増

加傾向にあります。

このため、経費の抑制と効率的な施設運営に努めるとともに、今後におきましても、物価やエネルギー価格の動向を注視しつつ、事業の必要性や優先度を十分に精査し、歳出の適正化と財源の重点配分を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

2点目の総務費、一般管理費の増減の要因ですが、主な要因は、人件費の増加及び構成市からの派遣職員負担金の増加によるものでございます。

まず、人件費につきましては、令和8年度は1億1,304万6千円となり、前年度比2,591万8千円の増額となっております。この要因は、衛生部門からの職員2名の異動に加え、人事院勧告に基づく給与改定等によるものでございます。

なお、令和7年度当初予算と比較して2名の増員となっておりますが、当該職員につきましては、管理者部局と消防部局の連携強化及び効率的な行財政運営を図るため、消防部局へ配属しているものでございます。

次に、構成市からの派遣職員につきましては、令和7年度当初予算では総務1名、消防1名の体制としておりましたが、令和7年度第2号補正予算において総務2名体制へと見直しております。この見直しを反映し、令和8年度当初予算においても総務2名体制で計上したことから、派遣職員負担金が848万円の増額となったものでございます。

3点目の消防費、消防施設費の増額要因についてですが、令和8年度におきまして、消防機能の維持向上と施設装備の計画的更新を図るため、複数の大規模事業を継続していることが、主な増額要因となっております。具体的には災害対応の中核を担う指令系設備の安定稼働の機能維持を目的として、指令系設備の中間更新工事に2億5,657万円を計上しております。これにより通信指令回線の信頼性確保と将来的な運用の安定化を図るものでございます。また、消防本部庁舎棟空調設備につきましては、経年劣化が進んでいることから施設環境の改善、及び機器の安定稼働、省エネルギー化を図るため空調設備改修事業として9,323万円を計上しております。さらに水口消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車につきましては、車両の更新時期を迎えていることから現場活動における初動対応力維持強化を目的として更新を行うものであり、7,337万円を計上しております。これらの事業は、いずれも住民の安心、安全を確保するために不可欠なものであり、施設及び装備の計画的な更新を進める観点からも計上したものでございます。

4点目の燃料費の料金設定についてですが、燃料費につきましては、近年の価格高騰が維持管理経費に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、適正かつ実勢に即した単価設定に努めております。

本予算の編成にあたりましては、石油情報センターが公表しております滋賀県における価格を基に組合統一の単価を設定しております。

具体的には、レギュラーガソリンを1リットル当たり180円、軽油を159円、配達灯油を138円として積算しているところでございます。

しかしながら、現状におきましては当初の想定を上回る価格高騰が見られる状況にあり、急激な価格変動につきましては予算編成時にすべてを見込むことが困難でございます。

このため、今後の状況によっては補正予算等による対応が必要となる場合も想定されるところであり、引き続き燃料価格の動向を注視し、適切な予算執行に努めてまいります。

以上、答弁と致します。

議長（橋本恒典） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（橋本恒典） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
 続いて、これから討論を行います。
 まず、原案に反対者の発言を許します。
 討論はありませんか。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。
 これから、議案第5号、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
 （挙手全員）
- 議 長（橋本恒典） 挙手全員です。
 したがって、議案第5号、令和8年度甲賀広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本恒典） 日程第8、議案第6号、甲賀広域行政組合議会 会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。本案について、松原栄樹議員から提案理由の説明を求めます。
- 10 番（松原栄樹） 議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。
 本案は、地方議会において、議員活動と家庭生活の両立を図り、誰もが活躍しやすい環境を整備するため、第5次男女共同参画計画に基づき、出産、育児、介護等を会議の欠席事由として明文化するものです。
 あわせて、議場への携帯品に関する規定について、趣旨を損なうことなく現代的で分かりやすい表現に改めようとするものです。
 施行期日は令和8年4月1日からとします。
 よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議 長（橋本恒典） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議 長（橋本恒典） 続いて、これから討論を行います。
 まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（橋本恒典） 討論なしと認め、討論を終わります。
 これから、議案第6号、甲賀広域行政組合議会 会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。
 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
 （挙手全員）
- 議 長（橋本恒典） 挙手全員であります。
 したがって、議案第6号、甲賀広域行政組合議会 会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本恒典） 暫時休憩いたします。再開は、11時45分といたします。
 （休憩 午前11時38分）
 （再開 午前11時45分）
- 議 長（橋本恒典） 日程第9、一般質問を行います。
 質問の通告がありますので、発言を許します。
- 5 番（山岡光広） それでは通告に基づきまして、2つのテーマで質問したいと思います。分割方式ですから、まずは、湖南中央消防署建替事業の延伸についてお伺いしたいと思います。松浦管理者には、初めての質問ですので明確にお答えいただきますように最初をお願いしておきたいと思っております。
 令和7年3月に湖南中央消防署整備計画が策定され、6月10日の議会全員協議会では、令和8年度初旬に建設を開始し、年度末に完成予定。つまり、令和9年度の供用開始とお聞きしました。この整備基本計画にも示されていますように3つの候補地を総合的に比較検討した結果、候補地の2、つまり湖南市

岩根地先を選定したという報告を受けたところです。ところが12月の議会全員協議会では、岩根地先での建設は、一旦立ち止まって再検討すると報告を受けました。そして、今年2月の議会全員協議会では、岩根地先の土地購入については断念する旨の報告を受けました。かねてから湖南中央消防署の建て替えについては、必要との認識を組合議会でも確認をし、土地取得等については、当該する湖南省が対応するものと理解をし、見守ってきましたけれど、断念に至る経過と今後の方向について、管理者から直接一言の報告もありませんでした。管理者であり、何よりも当該する湖南省の市長でもありますので、議会全員協議会の場で、ことの経緯をきちんと説明すべきだとその時も指摘をしたところです。ただ、その機会がありませんでしたので、あえて一般質問というかたちで管理者にお伺いしたいと思います。また、当該する首長でもありますので、行政組合に負担金を支出するという立場からも、この間の経費について明確にお答えいただきたいと思います。

まず1つは、湖南中央消防署施設の現況からしますと、新たな施設を早期に建設する必要性は高いと認識していますが、甲賀広域行政組合の管理者としての認識をお伺いするものです。また、同時に構成市として、湖南省長としての認識もお伺いするものです。

2つ目は、整備計画では、安全、安心、持続可能、地域連携、環境配慮の基本方針が示されていますけど、この新しい施設は、どういう機能をもった庁舎が必要と認識されているのか。この点は、消防長と管理者、双方にお伺いしたいと思います。

3つ目は、当初の建設予定地である岩根地先は、3つの候補地から、一番適地とされてきました。その理由についてお伺いしたいと思います。ところが、その最適の候補地であるその建設を断念せざるを得なくなった最大の理由は何かお伺いをしたいと思います。

4つ目は、平成24年2月に、当時の正副管理者の間で、消防関係の土地及び建物に関する確認事項があります。3点の確認事項があるわけですけど、これは今も生きており、その立場で、執行するべきと考えますけど、管理者としての認識をお伺いしたいと思います。

5つ目は、新たな候補地の選定についての見通しについて、お尋ねをしたいと思います。

6つ目は、建設にかかる費用は、当初の整備計画では20億円とされてきたが、延伸となると物価上昇も含めて高額となることが予想されます。またその財源として緊急防災・減災事業債を活用する計画でしたけど、その期限も迫っています。5年間延長されたと聞き及んでいますけど、それらを視野に入れても日程は限られていると思います。今後の見通し、建設時期についてお伺いします。

最後にですけど、これまでに執行した経費。何にどれだけ執行したのか。その点についてもお伺いをしたいと思います。

議 長（橋本恒典） 質問に対する答弁を求めます。

管 理 者（松浦加代子） はじめに、私から1番目から6番目までの御質問に対し、お答え申し上げます。

まず、湖南中央消防署の施設整備にかかる管理者としての必要性の認識についてであります。

現在の湖南中央消防署は、建設から45年が経過し、施設の老朽化、耐震性能の不足や狭隘化、また、女性用トイレや仮眠室等の施設が未整備であり、機能面での課題が指摘されているところであります。

また、近年は災害の多様化・大規模化に加え、救急需要の増加など、消防を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、地域の安全・安心を確保する消防防災拠点と

して、新たな施設整備の必要性は高いものと認識しております。

つづいて、市長としての認識についてであります。

湖南中央消防署は、市民の安心・安全のための中心的な役割を担っていただいています。ただいま、管理者の認識としてもお答えさせていただきましたとおり、市長としても早期の施設整備について、その必要性は高いと認識しております。

次に、新たな施設に係る機能についての認識についてであります。

御質問にもありましたが、管理者としましては、整備基本計画の基本方針を踏まえ、これらを継続してまいりたいと考えております。

次に、当初の建設予定地である岩根地先を、3つの候補地から、一番適地とした理由についてであります。

建設事業に係る候補地につきましては、令和元年度に策定の常備消防力適正配置調査報告書において、現状の7署所体制での湖南中央消防署の適正配置場所は、にごり池交差点付近と示されました。

これを踏まえ、令和7年3月に策定しました湖南中央消防署整備基本計画においては、現地建替えとともに、にごり池自然公園、岩根農地の3つの候補地にて、交通、立地、周辺環境、防災、法的要件、ライフライン、敷地状況、整備費用と、さまざまな観点から比較検討を行い、その結果、各候補地には一長一短あるものの、総評として、岩根農地、いわゆる岩根地先が最も適した候補地であるとしたものでございます。

つづいて、候補地での建設を断念せざるを得なくなった理由についてであります。

令和8年2月6日付の湖南市長から管理者宛ての報告文書において、当該事業候補地の地権者の方々からは、土地購入への理解と協力を得られているものの、周辺地域の住民の方々からは、移転後の消防署が地域に与える影響への不安や懸念等から、建設事業実施への理解が得られておらず、今後も理解を得ることは極めて困難な状況にあり、また、このような状況において、当該土地を購入しても建設事業実施の目途が立たないこと、さらには、地権者の方々に対しても、当該土地での事業実施の判断時期を延ばすことは本意ではなく苦慮していることから、当該土地の購入については、断念せざるを得ない状況であり、断念する。とした旨の報告がありました。

このことは、湖南市として、これまで土地取得に御尽力いただいていたものであります。最終、市としての苦渋の判断であると理解しており、組合としても、やむなく当該土地での整備を断念することとなったものでございます。

つづいて、平成24年2月の確認事項についての認識につきましては、当初から変わっておりません。

次に新たな候補地の選定の見通しについてであります。

湖南中央消防署は、本管轄、湖南市での消防防災活動の重要な拠点であり、新たな候補地の選定が急務であると考えており、早期整備の必要性は十分認識しております。

今後も、湖南市と連携しながら、周辺環境や立地条件を踏まえ新たな候補地の可能性について検討を早急に進めてまいります。

次に整備に係る事業費及び財源についてであります。

当初の計画では、土地の取得を含めて概ね20億円程度の事業費を想定していましたが、近年の資材価格や人件費を見てみますと、今後の事業費も増加傾向になることも見込まれます。

なお、事業にかかる財源としては、今年度末までの期限を5年間延長されました緊急防災・減災事業債の活用を想定しております。

以上、答弁といたします。

消 防 長（藤川博樹） つづいて、私から2番目と7番目の御質問にお答えをいたしま

す。

まず、2つ目の整備計画では、安全、安心、持続可能、地域連携、環境配慮の基本方針が示されているが、新しい施設は、どういう機能をもった庁舎が必要と認識しているのか。につきましてでございます。

現計画における新しい庁舎の機能につきましては、市民の安全・安心を支える高機能な庁舎、災害に強く持続可能な庁舎、地域に寄り添い地域に開かれた庁舎、地域と地球環境にやさしい庁舎、それが重要であると認識しております。

次に7つ目のこれまでに執行した経費。何にどれだけ執行したのかについてでございます。執行した経費は、湖南中央消防署整備基本計画策定業務委託に998万円、湖南中央消防署基本設計業務委託に2,365万円であります。

これら執行したもののうち、設計等で使用できるところは使用し、有効に活用してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 5 番（山岡光広） ありがとうございます。私も以前に湖南中央消防署の施設を視察したことがあります。

管理者がおっしゃったように施設が老朽化している。

特に女性隊員の方も増えている中でこういった対応ができていないということは、痛切に早くやっぱりきちんとするべきだという認識をそのときも感じたところです。

再質問ちょっとお尋ねをしたいと思います。

先ほど最適地とした岩根地先を断念せざるを得なくなったっていうことについてお尋ねをしましたところ、議会の全員協議会の場でもその部分についての説明がありました。特に、先ほど管理者からもありました理解を得ることができず、今後も理解を得ることは極めて困難との認識から断念されたということなんですけれども、私は何が一番受け入れられない条件だったのかっていうことについて、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。これは、私はその時に、この全協のときの報告を聞いて、これは他のところでも言えることではないかと。そういう面では、教訓として活かすべき内容ですので、改めてその点をお尋ねしたいと思います。

それから、平成24年の管理者間での確認事項については、当初から変わっていないとおっしゃいました。その確認事項の骨子について教えていただけますでしょうか。

それから新たな候補地の問題については、これは候補地の選定については、なぜこの施設が必要なのか、どこに設置すればその機能が活かされるのか。そういう視点で、湖南省でよく議論し、合意形成が図られるものだと、そういうふうに理解をしていますので、その点はぜひそういう立場で臨んでいただきますようお願いしたいと思います。

建設費に関しては、先ほど管理者がおっしゃったように異常な物価高騰がありまして、当初の20億ではとても無理ということではあります。それもその通りだと思います。そこでその財源の確保策として、管理者もおっしゃったんですけど、緊急防災減災事業債を活用すると5年間延長ではありますけれども、それでもこの5年間延長されたら、令和12年となるわけですけれども現時点で新たな候補地が決定されているわけではありませんのでね。

いずれにしてもタイトな日程であることについては、間違いはないというふうに思います。そういう点では、これから逆算方式で考えたらね、これから候補地を選定する。それから基本設計、実施設計等、土地取得も含めて、しなくてはなりません。そういった見通しについては、どうなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

これまで執行した経費については消防長からお答えいただきました。

1つちょっとお聞きしたいのが、これまで執行した経緯の中で、活用できる

ものは有効に活用するとおっしゃったわけですがけれども、どこを候補地とするのか、どのぐらいの規模とするのかによっては、当然設計も変わってくるというふうに思います。有効に活用することができるものは何なのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

消防長(藤川博樹) 山岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。断念した原因が何であったのかということですがけれども消防署が建った後の環境とサイレンの音、またはヘリが着陸する際の影響、それと付近の交通渋滞の懸念、それらの問題もあったと認識をしております。加えて、住民への説明会の遅れがあったと認識をしております。

次に2つ目の平成24年の確認事項の3点でございますけれども、1点目が土地の取得に関して、所在する市が取得し建物については、市が建設負担金を出して、組合が建てる。2つ目は、負担金をいただいて建てる。3つ目が使用しなくなった場合の調査についてですがけれども、普通財産とした上で所在の市に譲渡とするという観点でございます。

次に建設費の確認事項でございます。建設費につきましては、物価高騰して上昇する見込みであります。また、今後の計画の見通しについては、緊急防災減災事業債が令和8年から令和12年度まで延長になりました。この緊急防災減災事業債を活用するとするのであれば、この中で計画を立てて、湖南市と協議をした上で進めてまいりたいと、逆算してその中で、その5年間で、どう計画をすれば良いのか、それを連携しながら計画を立ててまいりたいと考えております。

もう1点、執行した経費の上で活用できるものを活用してというところがございます。今後の用地、また敷地等の面積にもよりますけれども、現整備基本計画における消防庁舎、その庁舎の設計等について、建物の配置等であったり、建物についての設計は使えるものは使っていきたいと考えているものがございます。敷地の面積にもよりますけれども、今後はその点も含めて協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番(山岡光広) ありがとうございます。私からの再質問は2回に留められていますので、管理者にお聞きしたかったという部分があったわけですが、消防長が代わってお答えいただきました。私は管理者と同時にね、当該する湖南市の市長であるという立場からしたら、やっぱり今後に活かすべき教訓という点で建物が建った後で、様々な周辺環境の影響があると、ここで危惧しておられる。ここで心配されておられる。そのことによって断念をしたという経緯があるわけですのでね。これだったら、よっぽどのところでないとなかなか候補地を選定できないのではないかと非常に心配するわけです。やっぱり公共事業ですし、おっしゃったように安全安心の拠点であるならば、やっぱりそれを周辺の住民の皆さんにもきちんと御理解いただいて、そしてやっぱり建設していく、このところのいわばこの貫きがなかったらなかなか難しいと思いますので、その点はもういいですけど、消防長がお答えいただきましたのでいいですけども、その点はやっぱり大事にしてね、取り組みをしていただきたいなと思います。

平成24年の確認事項についても、本当は管理者としてお聞きしたかったわけですが消防長が代わってお答えいただきました。その立場をいわば検知して、新たな候補地選定に臨まれるものだとして理解をします。これは当該する首長としてお伺いしたいと思いますので、明確にお答えいただきたいと思います。

それから見通しなんですけども、この見通しについては、今おっしゃったように、ゴールというか、事業債のゴールは、令和12年度となってるわけですよ。そうなってくるとそれを逆算して考えてみると、非常に急がなければならないということになります。そういう意味で候補地の選定はどんなことがあ

ってもやっぱりこのぐらいの時期に、そして、その後土地の取得をし、あるいは基本設計、実施設計とこういうふうに、なおかつそれを受けてこうなってくると、逆算すると、どうしてもこのぐらいの時期に候補地を選定しなければならないというのは当然出てくると思うんです。その見通しはどうかというところをお尋ねしてますので、その点お尋ねをしたいと思います。

2回しか発言できませんので、私はちょっとぜひね、私、監査委員をさせてもらったときに、この問題も行政監査のところでちょっと述べてるところがあります。

管理者も御承知かわかりませんが、事前に地域住民との丁寧な協議や説明が行われなかった点は、事業の円滑な推進という観点からも極めて残念である。公共施設の整備に当たっては、地域住民との合意形成が不可欠であり、計画段階から住民の声を反映させる仕組み作りを構築するとともに、透明性のある情報提供と誠実な対応を通じて、信頼関係を築くための対話の場を積極的に設けるよう努めていただきたい。こう監査の結果調書で指摘をしています。これを教訓として今後の取り組みを進めていただきますようお願いしたいと思います。再質問の分だけはお答えいただきたいと思います。

管理者（松浦加代子） 再質問にお答えさせていただきます。

消防長が答弁いたします。そして、また事務局長が答弁いたしますことは、これは管理者の代弁をしておりますので、そのあたりもよろしく願います。

続いては、湖南市長としての見解を申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども平成24年2月の確認事項、このことについては、当初から認識は変わっておりません。土地の取得について、湖南市で責任を持って行うということでもあります。その中で監査委員さんからの御指摘もしっかりと受け止めまして、ただ今、湖南市の方で、この一連のことにつきましても、総括をしておりますので、及び今後について、また新たに土地を購入する時にそれを反省として、しっかりと活かしてまいりたいとこのように考えております。

次は管理者としてなんですけれども、見通しでございますが、これにつきましては先ほども御答弁いたしましたけれども、緊急防災減災事業債の適用期限が令和12年度までとそれはしっかりと把握をしております。ですので、今この時点で、令和7年度までにこういうふうにするとか、そういった具体的な年度については申し上げることは、今はできません。ですがこの12年度までの5年間延長されたことを受けて進めていくという、このことは明言をしていきたいと考えています。以上です。

5番（山岡光広） ありがとうございます。必要な施設。最も優先指定しなければならない施設だという認識は当然のことですので、ぜひその積極的な対応をお願いしたいと思います。時間の関係で、次の質問に移りたいと思います。

火災現場における空き家の管理について、消防長にお伺いをしたいと思います。大分県で発生しました大規模火災で、市が2020年度に行った空き家の実態調査に基づくと、今回焼損した約170棟のうち約4割に当たる70棟前後が空き家だった可能性が高いという報道がありました。火災の被害、類焼を広げる要因の1つに、空き家問題があるということです。これが全国的な経験からも教訓になっているところです。

地域の人口減や高齢化などを背景にして、空き家が増えており、構成市である湖南市、甲賀市でも、その実態掌握に努めておられます。有事の際に、それらの実態をふまえて、対応することが求められているのではないかという意味での提案です。

地域の常備消防にも働きかけて、消防として空き家の把握に努めるべきではないのか、こういう提案ですので、ぜひ御回答いただきたいと思います。

議長（橋本恒典） 質問に対する答弁を求めます。

消防長（藤川博樹） 山岡議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、空き家につきましては、人口減や高齢化の進行などを背景として全国的に増加しており、適切に管理されていない空き家は、火災発生時に延焼拡大の要因となる可能性があるなど、防火、防災の観点からも課題の1つであると認識しております。

御質問にありました大分市佐賀関地区の大規模火災におきましても、焼損建物の中に一定数の空き家が含まれていた可能性が報道されており、こうした事例は、地域の防災対策を検討する上で重要な教訓であると考えております。

空き家の実態把握につきましては、これまでも火災予防査察や警防活動の中で地域の建物状況の把握に努めているところでございますが、今後につきましても構成市と情報共有を図りながら、消防活動に必要な範囲で空き家の状況把握に努めるとともに、火災予防の観点から必要な注意喚起や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、実際の災害対応におきましては、平素から地域と密着した活動をいただいている地元消防団との情報共有や連携などを図り、迅速かつ的確な消防活動につなげていくことが重要であると認識しております。

今後、関係部局や関係機関と連携を図りながら、地域の安全確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

5番（山岡光広） ありがとうございます。

空き家は、ほんまに増えています。同時に、空き家自体が火災の元になる可能性だって大いにあるわけですので、これは非常に重要だと思います。

再度お尋ねしたいのは、湖南市甲賀市の空き家の実態については、消防長として認識されているのかどうか、実態の資料については掌握されてるのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

消防長（藤川博樹） 山岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

甲賀市、湖南市の空き家の実態でございます。甲賀市の空き家の実態でございます。甲賀市の空き家の件数、また湖南市の空き家の件数は消防で把握をしております。

具体的には、甲賀市の空き家の件数は令和8年2月現在でございますが、1,799件でその内管理不全空き家が2件、特定空き家が4件でございます。湖南市におきましては、令和7年の3月末現在で、880件、うち管理不全空き家は、ありません。特定空き家は1件でございます。

防火に対する火災予防の取組みの指導でございますけれども、広報等も甲賀消防でしておりますが、関係機関、または甲賀市、湖南市におきましても樹木の伐採、または電気の遮断等、空き家等の防火対策の注意喚起、または広報等に御協力いただいているところでございます。以上でございます。

議長（橋本恒典） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。

議長（橋本恒典） 続いて、3番、出口雅之議員。

3番（出口雅之） 3番、出口雅之です。議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。初めての一般質問ですので大変緊張しております。スムーズに質問ができますように心がけていきますので、よろしく願いいたします。

消防本部が実施する火災の予防等について、一括方式でお伺いいたします。先ほど松浦管理者の御報告もありましたように、先月2月23日、午前9時50分頃に甲賀市甲南町葛木の資材置き場付近から黒煙が上がっているという119番通報がありました。現場には、資材とプレハブ建物があり、プラスチックのようなものが燃えて、黒煙が上がっております。付近の山林にも延焼し、県の防災ヘリコプターが消火活動に加わったということでした。管内において鎮火までに22時間を要した建物火災でした。資材置き場の会社社長は、外国

籍の人であることから事情聴取があまり進んでいないということも聞きおよんでいます。また、出火原因の特定はされているのか、会社側との意思疎通はできているのか、原因究明が待たれるところであります。

これを踏まえて、改めて甲賀広域行政組合消防本部における火災予防の取り組みについて、お伺いいたします。また、林野に囲まれた建物での火災も想定されることから、水利の確保や林野への延焼防止に対する考え方についてもお伺いいたします。

3つの質問がございます。

1つ目の質問です。現在行っている火災予防の取り組みの概要についてお伺いいたします。

2つ目の質問です。管内における火災予防査察、立入検査等の実施状況についてお伺いいたします。

3つ目の質問です。林野に囲まれた建物で火災が発生した場合の水利の確保や延焼防止の考え方について、お伺いいたします。

議長（橋本恒典） 質問に対する答弁を求めます。

消防長（藤川博樹） 出口議員の御質問にお答えします。

まず先日の甲南町での火災におきましては、燃焼物が廃プラスチックで一旦燃え出すと延焼拡大をするとともに、消火困難となり、また周囲が山林に囲まれている立地条件であったため、林野に延焼する状況でございました。

常備消防としましては、早期に滋賀県の防災ヘリの要請をしまして、上空からヘリの散水を実施し、地上からは甲賀市消防団と連携した中継送水による迅速かつ確実な消火活動により、林野火災は延焼拡大をすることなく最小限に食い止めることができました。

廃プラスチックにつきましては、局所災害時における消防活動に係る支援協定に基づき、滋賀県解体工事業協会甲賀支部に支援要請を行い、各関係機関と連携をしながら、重機で燃焼物を崩しては放水して、崩しては放水して、懸命な消火活動により翌朝に鎮火に至ったものでございます。火災の詳細につきましては、現在調査中ではありますが、今回の事案も踏まえ、改めて火災予防の重要性を認識しているところでございます。

まず、1点目の現在行っている火災予防の取り組みの概要についてであります。本組合消防本部におきましては、火災の未然防止と被害の軽減を目的として立入検査や防火管理体制の指導を継続的に実施するとともに、広報活動として、ホームページやSNS、地元ケーブルテレビなどを活用した広報を行うほか、春、秋の火災予防運動期間中には、管内主要駅の駅前での街頭広報や道路情報表示版を活用した火災予防広報、量販店でのレシート印字による広報などを実施しております。

また、自治会等での防火指導に加え、消防音楽隊や幼年消防クラブを通じた誰もが親しみやすい広報活動を行うとともに、管内小、中学校、高校における避難訓練へ職員を派遣し、アドバイスをを行うなど、さまざまな広報媒体を織り交ぜて、火災予防に取り組んでいるところでございます。

次に2点目の火災予防査察の実施状況についてであります。

本消防本部管内には、6千6百件あまりの防火対象物があります。年間査察実施率10パーセントを上回ることを目標に、各消防署、分署職員が事業所等を訪問し、防火管理に関するソフト面や、消防用設備等維持管理に関するハード面について確認し、消防法令違反があった場合には是正指導することとしております。

特に今年度は、消防法令違反の中でも、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが未設置違反となる防火対象物を重大違反対象物とし、重大違反対象物に対する査察を重点的に行い、是正指導に取り組んでおります。

次に3点目の林野に囲まれた建物火災における水利確保及び延焼防止の考え方についてであります。

本組合の管内には、山林が隣接した地域が点在しており、建物火災が林野へ延焼する危険性も想定をしております。

そのため、消火活動においては、消防水利を基本としつつ、水槽付き消防ポンプ自動車の自己タンク水、河川やため池などの自然水利といった水利に限られる場合があることから、消防団と連携しながら遠距離中継送水により水利確保し、放水を実施しております。

林野にまで延焼拡大した場合においては、時機を失することなく、滋賀県防災ヘリを要請するとともに延焼防止線の設定を行います。

更に延焼拡大の恐れがある時は、地上消火部隊においては、県内相互応援協定に基づく応援隊や緊急消防援助隊の出動要請を行います。加えて、空中消火部隊では、近隣府県の防災ヘリや自衛隊の大型ヘリを要請し、各関係機関が連携した活動を行うとともに、延焼防止を図るものとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 (出口雅之) 御答弁ありがとうございました。

再質問の方させていただきます。

定期的に立ち入り検査等されているということですが、今回の件については会社社長が外国籍の方ということでございますけれども、その立入検査等のときに、当然説明等日本語ですし、また資料等も日本語になると思うんですけれども、その辺の日本語の理解力といいますか、法令等も絡んできますので、その辺難しい言葉もあると思いますが、どこまで外国籍の方が日本語レベル等でしっかりと理解してるのか。甲賀市もそうですし、湖南市もかなりの外国籍の方も多くおられますし、会社経営されてる方、飲食店等経営される方もいますので、その辺の日本語の理解力はどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

消 防 長 (藤川博樹) 出口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

外国籍の方のときは、各災害現場や立ち入り検査でもそうなんですけども、通訳の方を介して、こちらからの意思を伝えさせていただきます。

また、ボイスチェンジャーやスマートフォンの翻訳ソフト、これらを活用し、文字の場合であれば、スマートフォンの翻訳ソフトを活用して相手方はこちらの意思を伝えさせていただきます。

119番通報とか、外国籍の方からある場合でしたら、その対応につきましては、第三者の通訳、通訳を介しまして、聞き取りを行って、行政の方からの内容をこちらは確認をしているところでございます。

立入検査、災害現場、通報に関しては、そのような対応をしております。以上でございます。

3 番 (出口雅之) 御答弁ありがとうございました。

もう1点だけちょっとお聞きしたい。例えば、言葉が通じないとき、通訳者を介することでしたけれど、火災等、緊急を要するときなんかですと、その場に通訳者がなかなかおられるというのは難しいと思うんですけれども、真夜中であるとか、そういうときの対応っていうのは、通訳アプリとかそういうことだけで対応されているのか、その点だけをお伺いします。お願いします。

消 防 長 (藤川博樹) 出口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

災害現場の場合、消防隊の活動方針につきましては、人命救助最優先、延焼阻止ということになります。特に意思表示を求めることなく、命の安全を確保するということから、危険な場所から誘導して安全な場所に行っていただく、それを第一に考えております。

それと延焼防止するというのを重視しておりますので、特に意思疎通をしなくても、緊急の場合、後から情報は入手できますけども、その緊急の場合は

特に人命救助を最優先とした活動をしておりますので、そこは意思疎通ができなくても、消防隊が確認をして、人がおられる、その人を避難していただくことが大事。また、どういう建物が燃えていて、その中に何があるのかっていうのも、消防隊で確認をする。周囲に消防隊の活動を阻害物質、例えばLPガスのボンベとかあれば、それも消防隊が見て確認できますので、これも除外ができますし、そういう活動で、特に外国籍の方が意思ももの疎通ができなければ、その現場活動に対応できないというものでもございませんので、そこは臨機応変な対応として、活動しております。以上でございます。

議 長（橋本恒典） これで、出口雅之議員の一般質問を終わります。

議 長（橋本恒典） 以上で、一般質問を終わります。

議 長（橋本恒典） お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本恒典） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（橋本恒典） これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和8年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。

（閉会 午後0時37分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

同 議会議員 曾我部 一帆

同 議会議員 奥村 幹郎